

長野県宿泊税に係る 宿泊事業者向け説明会

13:30~15:00

令和7年11月 長野県総務部税務課

配付資料

机上に配付の資料をご確認ください。

- ・ スライド資料「長野県宿泊税に係る宿泊事業者向け説明会」
- ・ eLTAX（エルタックス）チラシ
- ・ 長野県宿泊税周知広報ツール配布希望アンケート

次第

- 1 宿泊税について（概要）……………P4
- 2 宿泊税の仕組み……………P13
- 3 特別徴収義務者としての登録など……………P21
- 4 宿泊税の申告納入……………P32
- 5 電子申告・電子納税……………P42
- 6 帳簿等の記載・保存など……………P46
- 7 その他……………P49

1 宿泊税について（概要）

- 2 宿泊税の仕組み
- 3 特別徴収義務者としての登録など
- 4 宿泊税の申告納入
- 5 電子申告・電子納税
- 6 帳簿等の記載・保存など
- 7 その他

1 宿泊税について

(1) 長野県観光の目指す姿と財源確保の必要性

長野県観光の目指す姿（しあわせ信州創造プラン3.0）

暮らす人も訪れる人も楽しめる 世界水準の山岳高原観光地づくり

- 人口減少下におけるインバウンドを意識した「世界水準」の観光地づくり
- 長野県が持つ **強みや個性を観光資源として最大限活かす観光地づくり**

- 長野県は、県内どこをとっても観光地と言っても過言ではない観光県であり、人口減少下において観光が地域経済に与える影響にも鑑みれば、今後ますます 県と市町村が協調し、全県一体となって施策を推進していく必要がある。
- 現在、世界の主要な観光地では、観光のための財源確保が当たり前となりつつあるほか、国内においても財源確保の取組が急速に進んでおり、国内外に負けない世界水準の山岳高原観光地づくりを推進していくためには、持続的・安定的な財源確保が急務。
- その上で、今後の取組に必要となる財源については、従来のように県民の皆様から頂戴した税金等のみで実施するのではなく、サービスの受益者である旅行者にも負担いただく必要があるのではないかと認識。
- 「短期の滞在者」である旅行者等にも一定の負担をいただきながら、長野県のポテンシャルを最大限活かし、満足度の向上やリピーターの獲得につなげる、というプラスの循環を創出したい。

新たな観光振興財源の確保が必要

(2) 長野県宿泊税の概要

項目	内容
名称	長野県宿泊税（法定外目的税）
課税客体	宿泊行為
納税義務者	長野県に所在する以下の施設に宿泊する者 <ul style="list-style-type: none"> ・旅館業法に規定する旅館・ホテル、簡易宿所 ・住宅宿泊事業法に規定する住宅宿泊事業に係る施設（民泊）
特別徴収義務者	宿泊施設の経営者その他徴収の便宜を有する者
特別徴収義務者報償金	期限内申告納入額の2.5% （制度開始5年間は0.5%を加算、電子申告した場合は、さらに0.5%を加算）
税率・税額	定額制 300円（ただし、施行日から3年間は200円）
免税点	6,000円未満の宿泊料金（素泊まり、税抜き）の場合は徴収しない
課税免除	(1)学校の教育活動又は研究活動として宿泊する場合 (2)保育所等の施設の主催する行事として宿泊する場合 (3)地方公共団体の長又は教育委員会が認証等をするフリースクールが主催する行事として宿泊する場合 ※(1)～(3)のいずれも、学校・施設の長の証明が必要
想定税込	過去の県内延べ宿泊者数をもとに試算した場合、 年26億円程度(ただし、制度開始3年間(税額200円)の場合は年17億円程度)

(2) 長野県宿泊税の概要

項目	内容
使途	<p>1. 世界水準の山岳高原観光地づくりのための施策の重点的な実施 (1) 長野県らしい観光コンテンツの充実 (2) 観光客の受入環境整備 (3) 観光振興体制の充実</p> <p>2. 市町村への交付金</p> <p>3. 徴税経費・広報経費等</p> <p>なお、税の具体的な使途は、市町村、宿泊事業者等からなる宿泊税活用部会から意見を聴取した上で、県において策定する「長野県宿泊税活用計画（仮称）」※でお示し、予算として県議会の議決を経て決定する。</p> <p>※計画の骨子は次ページのとおり</p>
市町村配分	徴税経費等を除く税収の最大1/2を市町村に交付金として交付
租税調整	松本市、軽井沢町、阿智村及び白馬村内の区域内に所在する宿泊施設における宿泊に係る税率は、税率を1/2（県税額が300円の場合は150円、県税額が200円の場合は100円）まで引下げ
罰則規定	(1) 特別徴収義務者の証票の掲示等に関する罪 (2) 帳簿の記載義務違反等に関する罪 (3) 納税管理人に係る不申告に関する過料
財源管理	長野県宿泊税基金を設置し管理
使途検証	県において事業の効果検証を行い、宿泊税活用部会での意見聴取を経て公表する
制度見直し	導入当初3年、以後は5年ごとに制度の見直しを検討
制度開始日(施行予定日)	令和8年6月1日

長野県観光の現状・課題

<現状>

県内延べ宿泊者数：約2,011万人（2024年）
 外国人延べ宿泊者数：約234万人（2024年）
 観光消費額（全体）：約1兆47億円（2024年）
 観光消費額（外国人）：約1,136億円（2024年）
 性・年代別構成：
 60代～70代の男女の割合が大きく、20代～30代の若年層や女性の割合が低い

<課題>

- 地域の観光資源を活用し、旅行者の長期滞在を促進するため、**長野県らしい観光コンテンツの充実が必要**
- 旅行者の利便性向上を通じて満足度の向上を図るため、**観光客の受入環境整備が必要**
- 長期滞在の促進や旅行者満足度の向上に貢献する、**戦略的な観光地経営を推進するための観光振興体制の充実が必要**

長野県宿泊税の活用によって目指す姿

暮らす人も訪れる人も宿泊税の効果を実感できるよう、「観光地視点」及び「旅行者視点」から観光振興に取り組み、**「世界水準の山岳高原観光地づくりの推進」**を目指す。
 宿泊税の活用とあわせ、既存財源により取り組む従来からの施策も着実に推進し、相乗効果を生み出せるよう取り組む。

【観光地視点】

地域の持続可能な発展を維持し、住む人が誇れる観光地を実現する

【旅行者視点】

国内外の旅行者から選ばれる観光地を目指し、長野県の観光への満足度を高める

施策の推進に当たっては、県と市町村との役割分担を基本としながら、宿泊税導入の効果が実感できるよう、

- ・ 施策や地域を極力重点化して実施
- ・ 地域の独自性を発揮しつつ、県と市町村が一体となり、施策の方向性を共有した上で広域的な視点で観光振興を展開

成果指標

宿泊税活用施策の効果を客観的かつ継続的に評価するため、「旅行者視点」「観光地視点」を踏まえた**成果指標（KGI・KSF・KPI）**を設定。

<KGI>

項目名	基準値	目標値の方向性
観光消費額	1兆47億円（2024年）	増加
住民が感じる観光の地域貢献度	検討中	上昇
総合的な旅行者満足度	検討中	増加

<KPI>

【長野県らしい観光コンテンツの充実】

項目名	基準値	目標値の方向性
観光消費額単価（例・県外・宿泊）	52,082円（2024年）	増加
「体験・アクティビティ」に関する旅行者満足度	検討中	検討中

【観光客の受入環境整備】

項目名	基準値	目標値の方向性
「観光地へのアクセス」に関する旅行者満足度	検討中	検討中
「観光情報の入手」に関する旅行者満足度	検討中	検討中
「観光地の滞在環境」に関する旅行者満足度	検討中	検討中
県内実宿泊者数	15,399千人（2024年）	増加

【観光振興体制の充実】

項目名	基準値	目標値の方向性
先駆的DMO認定数	1（2024年）	増加
新ガイドラインに対応した登録DMO数	該当なし（2025.10.1適用）	増加
観光事業者の平均給与額	検討中	増加

宿泊税を活用して取り組む施策

【宿泊税充当の考え方】

- ・ **観光振興のための新税という性質を踏まえたもの**（新規・拡充の取組、5年で確実に実施する見通しが立っている取組）
- ・ **宿泊税導入の効果がより発揮されるもの**（旅行者が税導入の効果を実感できる取組、観光消費額の増加につながる取組）
- ・ **県全体の施策の方向性と一致するもの**（県の役割として実施すべき取組、先進事例として今後、県内での横展開が見込まれる取組）

【宿泊税を活用して取り組む今後5年間の施策の方向性】

- 県が取り組む施策 …次頁のとおり
- 市町村交付金（一般交付金・重点交付金（テーマ：二次交通、観光DX、DC・インバウンド誘客））
- 徴税経費・広報経費等

宿泊税を活用して今後5年間で取り組む施策について

①長野県らしい観光コンテンツの充実

コンテンツの充実を通じ、旅行者の周遊・長期滞在につなげ、季節や天候を要因とする繁閑差の解消に取り組む。

項目	事業概要	事業別目標値(例)
国内外から多くの人々が繰り返し訪れる、魅力ある自然公園づくり	自然公園の核となるエリアにおいて、園路や遊歩道のバリアフリー化やセンター展示のVR化等、面的に受入環境を整備	・機能向上エリア数
豊かな自然や文化資源を満喫しながら、移動自体をアクティビティとして楽しめる環境の整備	・サイクリングルートの走行環境整備、サイクリスト向け拠点整備支援や情報発信 ・遊歩道や河川・湖沼のアクティビティ拠点の整備等、移動環境の整備支援	・整備エリア(ルート)数
長野県を象徴する新たな観光コンテンツの整備促進	・観光需要の平準化、滞在期間の長期化や満足度向上に資する、長野県の多様な観光資源(自然・文化・食等)活用のためのコンテンツを造成する事業者を支援 ・自然・文化・アクティビティに関するガイドの養成	・新たに造成されたコンテンツ数 ・養成ガイド数

②観光客の受入環境整備

鉄道駅や宿泊施設から主要な観光地に公共交通機関でアクセスできるような二次交通の充実や、旅行者の周遊・滞在の拠点となる宿泊施設等の整備により、誰もがストレスなく旅行できる受入環境整備に取り組む。

項目	事業概要	事業別目標値(例)
長野県を訪れる世界中の旅行者に快適で最適な移動を提供する「長野県観光MaaS」の実装及び観光DXの推進	・交通・観光施設に係る検索・予約・決済を一元化する「長野県観光MaaS」システムの構築・運用 ・MaaSシステムと連携するためのキャッシュレス化・オンライン予約システム導入等DX投資を支援	・長野県観光MaaS導入エリア
地域の魅力に確実にアクセスできるような観光における移動保証の実現	・新定期観光路線設置及び新規観光バス等ツアー造成の支援 ・主要な交通結節点において、デジタルサイネージ設置等情報提供体制の強化や待合施設の受入環境整備を支援	・新規設置する観光路線数 ・受入環境整備拠点数
周遊・滞在の拠点となる宿泊施設集積地における地域一体となった観光まちづくりの推進	地域一体となった観光まちづくり計画(仮称)に基づき、エリア全体の魅力向上及び上質化に資する取組を支援	・計画に基づき価値向上に取り組むエリア数
周遊・滞在の拠点となる宿泊施設の滞在環境の向上	高付加価値化やユニバーサル化など、観光客の満足度向上等に資する取組を行う宿泊事業者を支援	・県のテーマ設定に基づき滞在環境向上に取り組む施設数

③観光振興体制の充実

長野県の観光地域づくりの司令塔である(一社)長野県観光機構が、観光地経営戦略に基づき、地域DMOや観光協会の体制強化に資する事業に取り組む。

項目	事業概要	事業別目標値(例)
地域の観光地経営の司令塔となる、観光地経営組織(DMO)の機能強化等	・地域DMO・観光団体の組織力強化のため、組織間での人材活用の仕組みづくりや専門研修を実施 ・マーケティングデータを集積し、データに基づく観光施策の推進を支援	・人事交流を行った団体数 ・マーケティングデータ提供件数

1 宿泊税について

(3) 宿泊税の徴収方法（特別徴収）

宿泊税の納税義務者は県内の宿泊施設における宿泊者ですが、県が宿泊者から直接徴収するのではなく、

- ・ 宿泊施設において宿泊者から宿泊税をお預かりいただき、
- ・ 宿泊施設の経営者から県へ申告納入していただきます。



1 宿泊税について

令和8年6月
まで

登録申請

- ・ 特別徴収義務者の情報を県に登録申請
- ・ 特別徴収義務者の情報に変更があったときは、県に変更申請

徴収

- ・ 宿泊者から宿泊税を徴収
- ・ 課税免除対象の宿泊の場合は証明書を受領して保管（※後ほど説明）

令和8年6月～
毎月

申告

- ・ 毎月末日までに前月に徴収すべき税額を県に申告

納入

- ・ 申告した税額を電子納税（eLTAX）又は金融機関等の窓口で納入

5年間

帳簿等の
記載・保存

- ・ 申告の根拠となる情報を、施設ごとに記録・保存

1 宿泊税について

(4) 独自に宿泊税を導入する市町村（予定）

- ・独自に宿泊税の導入を予定している次の市町村は、市町村の宿泊税と併せて県の宿泊税を徴収します。
- ・詳しいお手続きは各市町村の担当部署までお問い合わせください。

市町村名	宿泊税担当部署	電話番号
松本市	市民税課 庶務担当	0263-33-4218
軽井沢町	税務課 地域振興税係	0267-45-8514
阿智村	出納室 税務係	0265-43-2220
白馬村	税務課 課税係 宿泊税担当	0261-85-0712
野沢温泉村	総務課 税務係	0269-85-3111

1 宿泊税について（概要）

2 宿泊税の仕組み

3 特別徴収義務者としての登録など

4 宿泊税の申告納入

5 電子申告・電子納税

6 帳簿等の記載・保存など

7 その他

宿泊税の仕組み

(1) 課税客体・納税義務者

課税対象となる行為（課税客体）は、宿泊施設における宿泊料金を受けて行われる宿泊であり、その宿泊者（納税義務者）に課税されます。

●宿泊とは

宿泊税においては、宿泊施設が宿泊者との契約において宿泊として取扱うものを宿泊とします。

●宿泊者とは

宿泊施設から宿泊設備の提供を受け、宿泊した者をいいます。
宿泊した者が実際に宿泊料金を支払ったかどうかは問いません。

※ 課税対象となるのは、**長野県宿泊税条例の施行日（令和8年6月1日）**以後の宿泊です。

宿泊税の仕組み

Q ビジネス利用など、観光目的ではない宿泊も課税対象ですか。

観光目的ではない宿泊であっても宿泊税の課税対象となります。宿泊施設の宿泊者は、その宿泊の目的に関わらず、行政サービスを一定程度享受していることに鑑み、広くご負担をお願いするものです。

Q 長野県宿泊税条例の施行日（R8.6.1）の前日から施行日にかけて行われる宿泊は、宿泊税の課税対象ですか。

施行日の前日から施行日にかけて行われる宿泊は、宿泊税の課税対象となりません。

Q 幼児や子どもが宿泊する場合も宿泊税の課税対象ですか。

年齢に関わらず、宿泊料金を伴って宿泊されるすべての方が課税対象となります。ただし、子どもの添い寝が無料の場合など宿泊料金が発生しない場合の宿泊は、課税対象となりません。

Q 長野県宿泊税条例の施行日より前に予約があった宿泊は、宿泊税の課税対象ですか。

予約の日時に関わらず、条例の施行日以後に行われる宿泊が課税対象となります。

宿泊税の仕組み

(2) 免税点

- ・ 宿泊料金が1人1泊につき6,000円未満の宿泊については、宿泊税が課されません。

(3) 課税免除

- ・ 次の宿泊については、宿泊税の課税が免除されます。
- ・ **学校の教育活動又は研究活動等であることの証明書**を受領してください。

対象の宿泊	対象施設	対象者
学校の教育活動又は研究活動としての宿泊 (例) 修学旅行、部活動・サークル活動の合宿	幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、大学、高等専門学校	学校の幼児、児童、生徒、学生 上記の者の引率者
保育所等の施設が主催する行事としての宿泊 (例) お泊まり保育	保育所、幼保連携型認定こども園、家庭的保育事業・小規模保育事業・居宅訪問型保育事業・事業所内保育事業を行う施設、認可外保育施設	満3歳以上の幼児 上記幼児の引率者
フリースクールが主催する行事としての宿泊	地方公共団体が認証等をするフリースクール	フリースクールの児童又は生徒 上記の者の引率者

宿泊税の仕組み

学校の教育活動又は研究活動等であることの証明書		
宿泊日	年月日から年月日まで	()泊
学校等の種類	<input type="checkbox"/> 幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、 特別支援学校、大学、高等専門学校	
	<input type="checkbox"/> 保育所	
	<input type="checkbox"/> 幼保連携型認定こども園	
活動の概要	<input type="checkbox"/> 保育施設（家庭的保育事業、小規模保育事業、居宅訪問型保育事業又は 事業所内保育事業を行う施設並びに認可外保育施設）	
	<input type="checkbox"/> 地方公共団体の長又は教育委員会が認証等をするフリースクール（※1）	
	<input type="checkbox"/> 修学旅行	
	<input type="checkbox"/> 学校行事（保育所、幼保連携型認定こども園、保育施設、フリースクールの 主催行事を含む）	
	<input type="checkbox"/> 部活動・サークル活動（※2）、課外活動	
	<input type="checkbox"/> その他の活動（ ）	
宿泊施設名称		
課税免除対象の 宿泊人数（※3）		
備考		

※1 単に、地方公共団体等から補助金を受けているというだけでは対象になりません。地方公共団体等が設定する規範（又はこれに類するもの）の基準を満たすフリースクールが対象になります。

※2 対象となる部活動・サークル活動は以下全ての要件を満たすものをいい、いわゆる地域クラブ活動は含まれません。

①小学校から高等学校の場合

- 学校の教育計画に基づいて行われる活動であること

②高等専門学校及び大学の場合

- 学校の長により設立が承認された学内の学生の団体であること
- 学校の長にあらかじめ承認された、当該団体の作成する活動計画に基づいて行われる活動であること

※3 課税免除対象の宿泊人数には、教育活動又は研究活動等に参加している方及び引率の方が含まれています。

- 引率の方とは、学校教育上の観点から生徒等の引率を行う学校関係者や、自身の障害等により介助を必要とする生徒等の介助をする養護師や保護者等をいい、旅行者の乗車員やカメラマン等は該当しません。
- なお、宿泊料金が5,000円未満（宿泊料金・税抜き料金）の方の宿泊については宿泊税が課税されませんので、課税免除の宿泊人数への記載は不要です。

上記の宿泊については、長野県宿泊税条例第3条に規定する、教育活動若しくは研究活動又は施設が主催する行事（満3歳以上の幼児が参加するもの）に該当するものであることを証明します。

年 月 日 所在地 _____

学校名又は施設名 _____

学校長名又は施設長名 _____ 印

・ 証明書受領時の注意点

- ・ 学校の種類、活動の種類にチェックが入っているかどうか確認してください。
- ・ 課税免除の対象となる**フリースクール**は、長野県HPに掲載予定です。（現時点では、長野県のみ認証制度あり）
- ・ **部活動・サークル活動**は、次の要件を満たす場合に限り課税免除の対象となります。
 - (1)小学校から高等学校の場合
 - ・ 学校の教育計画に基づいて行われる活動であり、学校長がその旨を証明していること
 - (2)高等専門学校及び大学の場合
 - ①学校の長により設立が承認された学内の学生の団体であること
 - ②学校の長にあらかじめ承認された、当該団体の作成する活動計画に基づいて行われる活動であり、学校長が、上記の①及び②について証明していること
- ・ **学校長名又は施設長名の押印の確認**をお願いします。

宿泊税の仕組み

(4) 宿泊料金とは

宿泊者が宿泊施設における宿泊に関して当該宿泊施設に支払うべき額をいいます。食事代や消費税等を除いた、素泊まり・税抜きの料金です。

	区分	具体例
宿泊料金に含まれるもの	宿泊の利用行為に係る対価又は負担として宿泊者の意思に関わらず請求される金額	清掃代、寝具使用代、入浴代、寝衣代等及びこれらに係るサービス料、奉仕料など
宿泊料金に含まれないもの	宿泊に伴い提供される飲食、遊興、施設（客室を除く。）の利用等の対価に相当する金額	食事代など
	税額に相当する金額	消費税、地方消費税、入湯税など
	立替金等の宿泊の対価としての性格を有しないものに相当する金額	タクシー代、煙草代、電話代、クリーニング代、土産代など
	宿泊者が任意で支払った金額	心付け、チップ、祝儀など

宿泊税の仕組み

Q 食事代込みの料金設定しかない場合は、どのように考えますか。

各宿泊施設においてその実態に応じ、適切に宿泊料金と食事代を分けて宿泊料金を算定します。

なお、食事代の除外がどうしてもできない場合は、食事の対価に相当する金額がないものとして、その料金全額を宿泊料金とします。

Q 1人当たりの宿泊料金の設定がない客室の場合は、どのように考えますか。

1室を単位として料金が設定されているなど、1人当たりの宿泊料金の設定がない場合は、1室1泊当たりの宿泊料金の総額を宿泊者の総数で除して得た金額を1人当たりの宿泊料金とします。

Q 宿泊料金の割引や宿泊に対する補助金・助成金などはどのように取扱いますか。

宿泊施設が自ら通常の宿泊料金の一定割合又は金額を割引きした場合には、割引き後の額を宿泊料金とします。

宿泊に対する補助金・助成金等、宿泊者以外の第三者から当該宿泊に関して当該宿泊施設に支払うべき額がある場合は、その第三者が支払うべき額と宿泊者が支払うべき金額とを合算した額を宿泊料金とします。

宿泊税の仕組み

(5) 税率

宿泊年月日	宿泊料金	税率※
R 8.6.1 ~ R11.5.31 (制度開始3年間)	6,000円未満	(免税)
	6,000円以上	<u>200円</u>
R11.6.1以降	6,000円未満	(免税)
	6,000円以上	<u>300円</u>

※ 制度開始後3年間（令和8年6月1日から令和11年5月31日まで）における宿泊に係る税率は、宿泊者1人1泊につき200円となります。

1 宿泊税について（概要）

2 宿泊税の仕組み

3 特別徴収義務者としての登録など

4 宿泊税の申告納入

5 電子申告・電子納税

6 帳簿等の記載・保存など

7 その他

特別徴収義務者の情報を
県に**登録申請**していただきます

特別徴収義務者としての登録など

(1) 必要な手続き

1人1泊につき6,000円以上
の宿泊がある施設

特別徴収義務者登録申請

次の書類を提出してください

- 特別徴収義務者登録申請書 **案内に同封**
- (法人の場合) 登記事項証明書
- (個人の場合) 経営者の住民票
- 旅館業営業許可通知書又は
住宅宿泊事業に係る
届出番号・所在地が確認できる書類
- 宿泊に係る契約書面 (宿泊約款など)
- 宿泊料金が分かる書類 (料金表など)
- 振込先口座が確認できる書類

1人1泊につき6,000円以上
の宿泊がない施設

特定宿泊施設の申出

次の書類を提出してください

- 特定宿泊施設に該当することの申出書 **案内に同封**
- 宿泊料金確認票 **案内に同封**
- 宿泊料金が分かる書類 (料金表など)

- ※ 営業許可を受けた (届出を行った) 施設ごとの手続きが必要です。
- ※ **チェックリスト**により書類に不備がないようご確認ください。 **案内に同封**

特別徴収義務者としての登録など

(2) 提出方法

	特別徴収義務者登録申請	特定宿泊施設の申出
オンライン	<p>eLTAX</p> <p>URL : https://www.eltax.lta.go.jp/</p> <p>※ 詳しい手続きは県HPをご覧ください。 https://www.pref.nagano.lg.jp/zeimu/syukuhakuzei_tebiki-youshiki.html</p> 	<p>ながの電子申請サービス</p> <p>URL : https://apply.e-tumo.jp/pref-nagano-u/offer/offerList_detail?tempSeq=63066</p> <p>QRコード</p> 
郵送	<p>長野県総務部税務課 課税係 宿泊税担当</p> <p>※ 返信用封筒（令和8年5月31日まで差出有効）をご利用ください。</p> <p>案内に同封</p>	

特別徴収義務者登録を郵送で行った場合でも、申告納入はeLTAXで行うことが可能です。

特別徴収義務者としての登録など

(3) 手続きの期限

令和8年6月8日(月)

余裕を持ってご提出ください

- ※ 郵送の場合は当日消印有効となります。
- ※ eLTAXは日付や曜日によって利用可能な時間帯が異なりますのでご注意ください。

令和8年3月中旬までに手続きを行っていただくと、

- ・ 施設名称、所在地等の情報を印字した「**納入申告書、月計表、納入書**」
(**プレプリント様式** (※後ほど説明)) を送付します。
- ・ 申告納入時の書類記入の手間が省略されます。

特別徴収義務者としての登録など

(4) 宿泊税特別徴収義務者登録申請書

(様式第6号) (第7条関係) 記載例

宿泊税特別徴収義務者登録申請書

令和7年 ●月 ●日

長野県知事 殿
(長野県 県税事務所長 殿)

申請者 住(居)所 長野市●●●●1-2
(所在地)
氏名 株式会社 長野県税観光
(法人名) 代表取締役 長野 太郎

※「住(居)所(所在地)」の記入について

- ・全ての記入欄において、都道府県名は省略可能です。
- ・町または村の場合は郡からご記入ください。

長野県宿泊税条例第10条第1項又は第2項の規定により、下記のとおり登録特別徴収義務者としての登録をしてください。

記

特別徴収義務者	住(居)所(所在地)	〒●●●●-●●●● 長野市●●●●1-2 電話番号●●●●-●●●●-●●●●		
	(フリガナ)氏名(法人名及び代表者の氏名)	カブシキガイシャ ナガノケンゼイカンコウ ナガノ タロウ 株式会社 長野県税観光 代表取締役 長野 太郎		
特別徴収義務者報償金受取口座情報	金融機関名	●●銀行	本・支店(所)名	●●支店
	預金種別	当座	口座番号	●●●●●●
	(フリガナ)口座名義人	カブシキガイシャ ナガノケンゼイカンコウ 株式会社 長野県税観光		

施設の許可・届出	住(居)所(所在地)	〒●●●●-●●●● 長野市●●●●1-2 電話番号●●●●-●●●●-●●●●			
	(フリガナ)氏名(法人名及び代表者の氏名)	カブシキガイシャ ナガノケンゼイカンコウ ナガノ タロウ 株式会社 長野県税観光 代表取締役 長野 太郎			
	種別	1 旅館・ホテル	2 簡易宿所	3 住宅宿泊事業	
施設	所在地	〒●●●●-●●●● 長野市●●●●1-3 電話番号●●●●-●●●●-●●●●			
	(フリガナ)名称	ナガノケンゼイホテル 長野県税ホテル			
書類送付先	概要	客室数	100 室	収容人員	150 名
	経営開始年月日	平成●年 ●月 ●日			
書類送付先	住(居)所(所在地)	〒●●●●-●●●● 長野市●●●●1-2 電話番号●●●●-●●●●-●●●●			
	(フリガナ)氏名(法人名)	カブシキガイシャ ナガノケンゼイカンコウ ケイリブ ケイリカ 株式会社 長野県税観光 経理部 経理課			
許可・届出年月日		平成●年 ●月 ●日	許可・届出番号	●●○○第●●●-●●号	
登録申請者と許可・届出名義人との関係		本人			

特別徴収義務者としての登録など

・ 記載上の注意点

「特別徴収義務者報償金受取口座情報」欄に記載の口座に、特別徴収義務者報償金（※後ほど説明）の振込みを行います。特別徴収義務者と同じ名義の口座を記載してください。

※ 長野銀行の口座情報を記載する場合

八十二銀行との合併（R 8.1.1 予定）に伴い、すべての口座の支店名、口座番号が変更となるため、下記のとおり記載してください。

「金融機関名」欄	八十二長野銀行
「本・支店（所）名」欄	長野銀行から10月～11月上旬にかけて送付される予定の
「口座番号」欄	「新しい口座番号等のお知らせ」に記載の情報

※ 八十二銀行の口座情報を記載する場合

長野銀行との合併に伴う支店名、口座番号の変更はありませんので、現在の八十二銀行の口座情報を記載してください。「金融機関名」欄も「八十二銀行」と記載してください。（県において「八十二銀行」を「八十二長野銀行」に読み替えて登録しますので、合併後（R 8.1.1 以降）に改めて金融機関名の変更手続きをいただく必要はありません。）

特別徴収義務者としての登録など

(つづき)

「許可・届出番号」欄に次のとおり記載してください。

【旅館業の場合】

旅館業の営業許可通知書の右上に記載の許可番号

(例) 「長野～指令●●○○●●—●号」

- ・●は数字
- ・○は文字
- ・「- (ハイフン)」含む下線部をすべて記載

【住宅宿泊事業の場合】

住宅宿泊事業の届出受理の際に発行される標識に記載された届出番号

(例) 「M20●●●●●●●●」

- ・「M20」含むすべてを記載

特別徴収義務者としての登録など

(5) 特定宿泊施設に該当することの申出書

		記載例		
特定宿泊施設に該当することの申出書				
		令和7年 ●月 ●日		
長野県知事 殿 (長野県 県税事務所長 殿)		申出者 住(居)所 長野市●●●●1-2 (所在地) 氏名 株式会社 長野県税観光 (法人名) 代表取締役 長野 太郎		
宿泊料金が1人1泊につき6,000円以上となる宿泊がないことについて、下記のとおり申出します。				
記				
特別徴収義務者	住(居)所 (所在地)	〒●●●-●●●● 長野市●●●●1-2 電話番号●●●-●●●-●●●●		
	(フリガナ) 氏名 (法人名)	カブシキガイシャ ナガノケンゼイカンコウ 株式会社 長野県税観光		
施設の許可・届出	住(居)所 (所在地)	〒●●●-●●●● 長野市●●●●1-2 電話番号●●●-●●●-●●●●		
	(フリガナ) 氏名 (法人名)	カブシキガイシャ ナガノケンゼイカンコウ 株式会社 長野県税観光		
	種別	① 旅館・ホテル	2 簡易宿所	3 住宅宿泊事業
	許可・届出 年月日	平成●年 ●月 ●日	許可・届出 番号	●●○○第●●-●●号
申出者と許可・届出名義人との関係		本人		

施設	所在地	〒●●●-●●●● 長野市●●●●1-3 電話番号●●●-●●●-●●●●		
	(フリガナ) 名称	ナガノケンゼイホテル 長野県税ホテル		
	概要	客室数	100 室	収容人員
書類送付先	住(居)所 (所在地)	〒●●●-●●●● 長野市●●●●1-2 電話番号●●●-●●●-●●●●		
	(フリガナ) 氏名 (法人名)	カブシキガイシャ ナガノケンゼイカンコウ ケイリブ ケイリカ 株式会社 長野県税観光 経理部 経理課		

(注) 宿泊料金確認票及び宿泊料金表など宿泊料金を記載した書面(写)を添付してください。

以下の事項を理解した上で、申出日時点において特定宿泊施設に該当するため上記のとおり申出します。(口に必ず✓の上、提出してください。)

- この申出を行った宿泊施設において、宿泊料金の改定等に伴い、宿泊料金が1人1泊につき6,000円以上となる宿泊が発生する場合には、県に対して宿泊税の特別徴収義務者としての登録申請及び宿泊税の申告納入の手続きが必要になります。
- この申出書は、あくまで申出日時点において特定宿泊施設に該当することを確認するためのものであり、本書の提出をもって将来にわたり宿泊税の申告納入義務がなくなり、宿泊税に関する一切の手続きが不要となるわけではありません。

特別徴収義務者としての登録など

・記載上の注意点

欄外の内容を確認した上で申出をしてください。

- 1 この申出を行った宿泊施設において、宿泊料金の改定等に伴い、宿泊料金が1人1泊につき6,000円以上となる宿泊が発生する場合には、県に対して宿泊税の特別徴収義務者としての登録申請及び宿泊税の申告納入の手続きが必要になります。
- 2 この申出書は、あくまで申出日時点において特定宿泊施設に該当することを確認するためのものであり、本書の提出をもって将来にわたり宿泊税の申告納入義務がなくなり、宿泊税に関する一切の手続きが不要となるわけではありません。

特別徴収義務者としての登録など

(6) 登録事項の変更があったとき

特別徴収義務者として登録している事項に変更があった場合は、登録事項の変更申請を行ってください。

様式

宿泊税特別徴収義務者登録変更申請書 (様式第8号)

添付書類
(写しで可)

【特別徴収義務者に係る変更（代表者、所在地、住所など）】

⇒〔法人の場合〕登記事項証明書（履歴事項証明書）

〔個人の場合〕住民票（個人番号（マイナンバー）の記載がないもの）

【宿泊施設の営業許可等及び施設に係る変更（所在地、名称など）】

⇒旅館業法、住宅宿泊事業法に基づく変更届など、**変更の事実を確認できる書類**

【その他の変更】

⇒**変更の事実を確認できる書類**

申請時期

申請先

変更が生じた都度、随時

〔令和8年5月31日までに申請する場合〕
長野県庁税務課

〔令和8年6月1日以降に申請する場合〕
宿泊施設の所在地を管轄する県税事務所（※P34参照）

- 1 宿泊税について（概要）
- 2 宿泊税の仕組み
- 3 特別徴収義務者としての登録など

4 宿泊税の申告納入

- 5 電子申告・電子納税
- 6 帳簿等の記載・保存など
- 7 その他

徴収すべき税額を県に**申告・納入**していただきます

宿泊税の申告納入

登録特別徴収義務者は、原則、毎月末日までに、前月に徴収すべき宿泊税について、宿泊施設ごとに、県への申告及び納入の手続きが必要です。

(1) 申告手続き

様式	宿泊税納入申告書（様式第2号）
添付書類	課税対象及び課税対象外の宿泊数が宿泊年月日ごとに記入された書類（ 宿泊税月計表 ※など）

※ 記載項目が同様のものであれば、任意の様式で可

提出期限	提出先	提出方法
<p>毎月末日 （その前月分として徴収すべき宿泊税について）</p>	<p>宿泊施設の所在地を管轄する県税事務所 （※次ページ参照）</p>	<p>次のいずれかの方法で提出してください。</p> <ul style="list-style-type: none"> ● eLTAXを利用した電子申告 ● 管轄の県税事務所に郵送又は持参

宿泊税の申告納入

(つづき)

・ 県税事務所と管轄区域の対応表

事務所名	管轄区域
東信県税事務所 (佐久合同庁舎内)	小諸市、佐久市、南佐久郡、北佐久郡※、上田市、東御市、小県郡
南信県税事務所 (伊那合同庁舎内)	伊那市、駒ヶ根市、上伊那郡、岡谷市、諏訪市、茅野市、諏訪郡、飯田市、下伊那郡※
中信県税事務所 (松本合同庁舎内)	松本市※、塩尻市、安曇野市、東筑摩郡、木曾郡、大町市、北安曇郡※
総合県税事務所 (長野合同庁舎内)	長野市、須坂市、千曲市、埴科郡、上高井郡、上水内郡、中野市、飯山市、下高井郡※、下水内郡

※ 市町村独自に宿泊税の導入を予定している松本市、軽井沢町、阿智村、白馬村、野沢温泉村内の宿泊施設における申告納入手続きは、当該市町村に対して行っていただく予定です。

宿泊税の申告納入

(2) 宿泊税納入申告書

記載例

受付印

宿泊税納入申告書

事務所 長野県 県税事務所長 殿

令和 年 月 日

住(居)所(所在地) 長野市 1-2

氏名(法人名) 株式会社 長野県税観光

この申告に必要とする者の職名及び氏名 総務部総務課 長野 一郎

所在地 長野市 1-3

名称又は届出番号 長野県税ホテル

課税番号

令和 08 年 06 月分

区分	宿泊数	税率	税額
1人1泊6千円以上の宿泊	2 0 0 泊	200	4 0 0 0 0 円
課税対象外	3 0 泊		
備考	課税対象外の宿泊数の内		
	・1人1泊6千円未満の宿泊		2 0 泊
	・長野県宿泊条例第3条の規定により課税免除される宿泊		1 0 泊
			0 泊

令和 年 月 日

・記載上の注意点

- ・「**宿泊数**」欄に記載する、1人1泊につき6,000円以上の宿泊数及び課税対象外の宿泊数が、宿泊税月計表の「計」欄（※次ページ参照）と合致していることを必ず確認してください。
- ・「**税額**」欄には、1人1泊につき6,000円以上の宿泊数に税率を乗じた額を記載してください。
- ・「**備考**」欄に記載する、課税対象外の宿泊数の内訳が、宿泊税月計表の「計」欄（※次ページ参照）と合致していることを必ず確認してください。

※プレプリント様式の場合

赤字部分の記載が必要です。

青字部分は予め印字されています。

宿泊税の申告納入

(3) 宿泊税月計表

※プレプリント様式の場合

赤字部分の記載が必要です。

青字部分は予め印字されています。

記載例

宿泊税月計表

令和 8 年 6 月分

課税番号	●●●●●●●●	施設の名称 又は届出番号	長野県税ホテル		
日付	課税対象	宿泊数			
		課税対象外			
		課税対象外計 ①+②	1人1泊6千円未満 ①	課税免除 ②	うち外国大使等 課税免除
1	8				
2	10				
3	15	14	4	10	
4	12				
5	6				
6	0				
7	5				
8	6				
9	6				
10	3				
~~~~~					
27	4				
28	0				
29	5	3	3		
30	6				
31	6				
計	200	30	20	10	

### 記載上の注意点

- 対象年月における課税対象の宿泊数（1人1泊につき6,000円以上の宿泊数）及び課税対象外の宿泊数を日ごとに記載してください。
- 課税対象外の内訳として、
  - 1人1泊6千円未満、
  - 課税免除（うち外国大使等課税免除）
 を日ごとにそれぞれ記載してください。

※必ずしも上記の様式でなくても、記載項目が同様のものであれば、任意の様式で構いません。

# 宿泊税の申告納入

## (4) 納入手続き

納入期限	納入場所
<p style="text-align: center;"><b>毎月末日</b></p> <p>(その前月分として徴収すべき宿泊税として申告した税額について)</p>	<p>次のいずれかの方法で納入してください。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 「<b>宿泊税納付（納入）書・領収書</b>」により次の場所で納入           <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 管轄の県税事務所（※P34参照）の窓口</li> <li>・ 金融機関の窓口（県HP「金融機関等の窓口での納付」参照）</li> </ul> </li> </ul> <p style="text-align: center;"> <a href="https://www.pref.nagano.lg.jp/zeimu/kurashi/kenze/aramashi/aramashi/nofusaki.html#kinyuukikan_kenzeijim_usyomadoguchi">https://www.pref.nagano.lg.jp/zeimu/kurashi/kenze/aramashi/aramashi/nofusaki.html#kinyuukikan_kenzeijim_usyomadoguchi</a> </p> <div style="text-align: right;">  </div> <ul style="list-style-type: none"> <li>● eLTAXを利用した<b>電子納税</b>（※電子申告の場合のみ利用可能）</li> </ul>

電子納税は次の支払い方法が選択できます。

- ・ インターネットバンキング
- ・ クレジットカード
- ・ ダイレクト納付（事前の届出が必要な口座振替）

# 宿泊税の申告納入

## (5) 宿泊税納付（納入）書・領収書

県税 宿泊税		記載例		Ⓜ	
宿泊税 納付（納入）書・領収書					
長野県	口座番号	加入者			
	00560-1-960021	長野県 総務部 税務課			
株式会社 長野県税観光 様					
年度	課税番号	年月分	課税事由		
08	●●●●●●●●	08年 06月分	申告 滞 差		
税 額			十	百	千
延 滞 金				4	0
過 少 申 告 加 算 金				0	0
不 申 告 加 算 金				0	0
重 加 算 金				0	0
合 計				4	0
店 舗 番 号	預 金 種 別	口 座 番 号			
納 期 限	8 年 7 月 31 日		領 収 日 付 印		
課 税 事 務 所	長野県 ●● 県税事務所				
上記の金額を領収しました。 延滞金は、裏面によって計算した額です。 (納税者交付)					

### ・記載上の注意点

3枚複写の様式となっていますので、  
ボールペンでしっかりと記載してください。

※プレプリント様式の場合  
赤字部分の記載が必要です。  
青字部分は予め印字されています。

## 4 宿泊税の申告納入

### (6) 申告納入期限の特例

宿泊税の申告納入は原則毎月行っていただく必要がありますが、一定の要件を満たす場合は、申告納入期限の特例の適用を受けることで、**3か月分**まとめた申告納入を可能とする特例措置を設けます。

特例の適用対象月	特例の適用を受けた場合の申告納入期限	特例適用の申請期限 (適用を開始しようとする月の前々月末日)
1月、2月、3月申告納入分 (12月、1月、2月宿泊分)	3月末日	11月末日
4月、5月、6月申告納入分 (3月、4月、5月宿泊分)	6月末日	2月末日
7月、8月、9月申告納入分 (6月、7月、8月宿泊分)	9月末日	5月末日
10月、11月、12月申告納入分 (9月、10月、11月宿泊分)	12月末日	8月末日

※ 特例の適用を申請する場合は、管轄の県税事務所（※P34参照）に「**宿泊税の納入申告書の提出期限及び納入期限に係る特例の適用者指定申請書**」を提出する必要があります。

# 4 宿泊税の申告納入

## ・ 特例の適用要件

- ① 適用を受けようとする年度の初日の属する年（適用年）の前々年の12月から前年の11月までの宿泊に係る当該宿泊施設における宿泊税の納入すべき金額の合計額が360万円以下であること。
- ② 適用年の前年の1月1日前に当該宿泊施設の経営を開始し、かつ、適用年の前年の9月1日前に特別徴収義務者登録の申請を行っていること。
- ③ 特例適用の指定の取消しを受けた者にあつては、当該取消しの日から1年を経過していること。
- ④ 適用年の前年の1月1日以後に宿泊税に係る過少申告加算金、不申告加算金又は重加算金の決定を受けていないことその他宿泊税の申告が適正に行われていると認められること。
- ⑤ 県税に係る徴収金を滞納していないこと。
- ⑥ 特別徴収義務者の財産の状況その他の事情から宿泊税の徴収の確保に支障がないと認められること。

## ・ 令和8年度における適用要件①②④の経過措置

※令和9年度から令和12年度における適用要件の経過措置や特例の詳細は県HPをご覧ください。

要件①	期間	適用を受けようとする年度の初日の属する年（適用年）の前々年の12月から前年の11月まで（ <b>12か月間</b> ）	令和8年6月から同年8月まで（ <b>3か月間</b> ）
	金額	<b>360万円</b>	<b>60万円</b>
要件②	経営開始	適用年の前年の1月1日	令和7年10月1日
	登録申請	適用年の前年の9月1日前	令和8年6月6日（※土曜日のため6月8日）まで
要件④	加算金等	適用年の前年の1月1日	令和8年6月1日



- 1 宿泊税について（概要）
- 2 宿泊税の仕組み
- 3 特別徴収義務者としての登録など
- 4 宿泊税の申告納入

## 5 電子申告・電子納税

- 6 帳簿等の記載・保存など
- 7 その他

eLTAXを利用して、オンラインで  
**申告・納入**を行うことができます

# 電子申告・電子納税

## (1) eLTAXとは

eLTAXホームページ：<https://www.eltax.lta.go.jp/eltax/gaiyou/flow/>

- ・ eLTAX（エルタックス）とは、地方税ポータルシステムの呼称です。
- ・ 次の手続きは、eLTAXを利用してご自宅やオフィス等で行うことができます。
  - 宿泊税特別徴収義務者登録申請書の提出（電子申請）
  - 宿泊税納入申告書の提出（電子申告）
  - 宿泊税の納入（電子納税）

## (2) eLTAXとPCdesk

- ・ PCdesk（ピーシーデスク）とは、無料で利用できるeLTAX対応ソフトウェアです。
- ・ PCdesk は eLTAXホームページから取得できます。



### (3) 事前準備

#### ① パソコン環境の準備

eLTAX のご利用にはインターネットに接続できるパソコン環境が必要です。Microsoft Edge や Google Chrome 等のブラウザがご利用いただけます。

#### ② e-mailアドレスの準備

地方公共団体からのお知らせや手続き完了通知などの連絡を受け取るために必要です。

#### ③ 電子証明書の準備

eLTAX では、申告データ等が特別徴収義務者または代理人によるものであること及びデータの改ざんがないことを確認するため、申告データ等に電子署名を付与し、電子証明書を添付する必要があります。

# 電子申告・電子納税

手続きの詳細は県HPの「[eLTAXを利用して特別徴収義務者登録申請を行う方へ](https://www.pref.nagano.lg.jp/zeimu/syukuhakuzei_tebiki-youshiki.html)」をご覧ください。

[https://www.pref.nagano.lg.jp/zeimu/syukuhakuzei_tebiki-youshiki.html](https://www.pref.nagano.lg.jp/zeimu/syukuhakuzei_tebiki-youshiki.html)

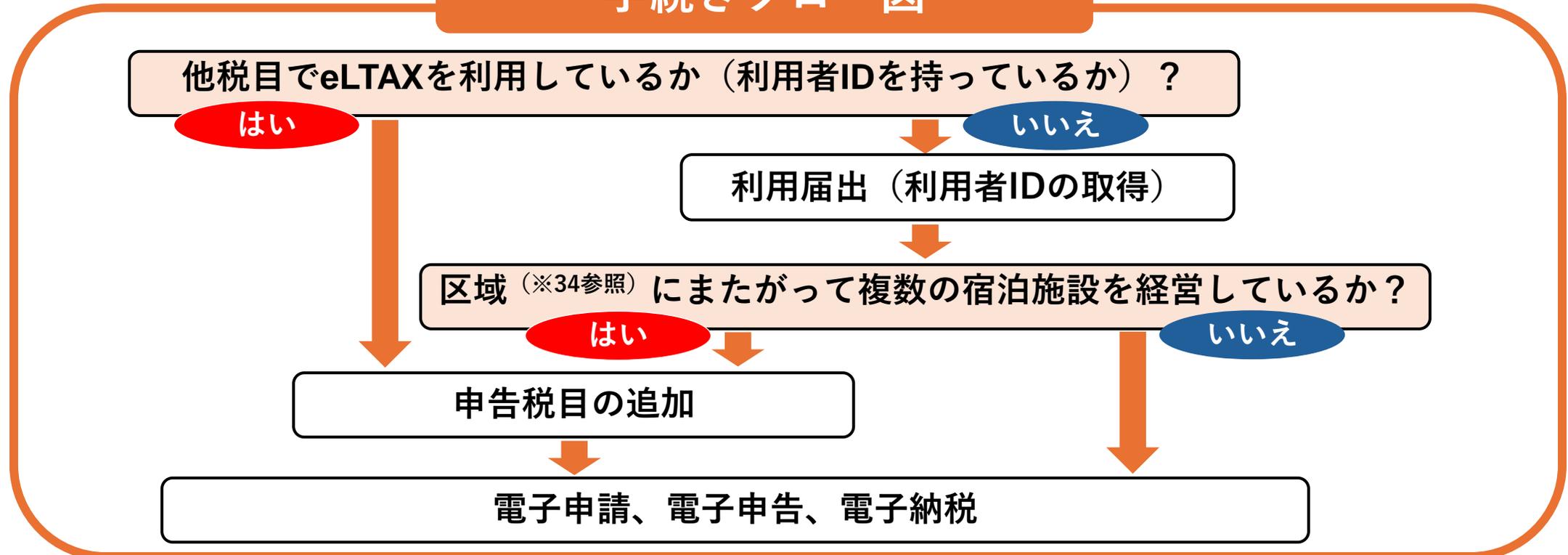


## (4) 手続きの手順

eLTAX を利用して電子申告等を行うためには、利用届出により利用者IDを発行し、申告する税目と提出先を登録する必要があります。

- ・他の税目におけるeLTAXの利用状況に応じて、手続きの手順が異なります。

### 手続きフロー図



- 1 宿泊税について（概要）
- 2 宿泊税の仕組み
- 3 特別徴収義務者としての登録など
- 4 宿泊税の申告納入
- 5 電子申告・電子納税

## 6 帳簿等の記載・保存など

- 7 その他

すべての施設で必要となります

# 帳簿等の記載・保存など

## (1) 帳簿等の記載・保存

徴収すべき宿泊税の税額を適正に把握し、適正な申告納入手続きを行っていただくため、特別徴収義務者は、宿泊施設ごとに帳簿の記載と書類の作成を行い、それぞれ5年間保存する必要があります。

- ・記載事項は次の表のとおりです。

区分	宿泊年月日	宿泊料金	宿泊者数	課税対象となる宿泊者数	課税免除の対象となる宿泊者数	宿泊税額
帳簿	○	○	○	○	○	○
書類	○	○	○			○

※ 宿泊税条例及び条例施行規則で定める一定の要件を満たせば、電子データの備付け・保存をもって、紙での備付け・保存に代えることができます。

要件は国税及び地方税に関する法令の規定に準じます。

# 帳簿等の記載・保存など

## (2) 領収書への表示

※ 宿泊税の名称とその額が明確に表示されていない場合は、宿泊税額分も消費税の課税対象となる場合がありますのでご注意ください。

- ・ 宿泊料金の領収書等には、宿泊税の名称とその額の表示をお願いします。
- ・ 日本語表記は「宿泊税」、英語表記は「Accommodation Tax」です。

【例1】 合計の内訳に宿泊税額を計上する場合

領収書		
〇〇〇様		〇〇〇号室 人数 1名
日付	項目	金額
〇月〇日	客室料金	10,000円
	消費税等	1,000円
	宿泊税	300円
	合計	11,300円
		〇〇年〇〇月〇〇日 長野県〇〇市〇〇〇
		〇〇〇〇ホテル
印 紙		受領印

【例2】 宿泊税額を別に計上する場合

領収書		
〇〇〇様		〇〇〇号室 人数 1名
日付	項目	金額
〇月〇日	客室料金	10,000円
	消費税等	1,000円
	合計	11,000円
上記のほか、宿泊税額300円を領収しました。		
		〇〇年〇〇月〇〇日 長野県〇〇市〇〇〇
		〇〇〇〇ホテル
印 紙		受領印

【例3】 客室料金に宿泊税額を含める場合

領収書		
〇〇〇様		〇〇〇号室 人数 1名
日付	項目	金額
〇月〇日	客室料金	11,300円
	合計	11,300円
上記金額には、消費税額等1,000円及び宿泊税額300円が含まれています。		
		〇〇年〇〇月〇〇日 長野県〇〇市〇〇〇
		〇〇〇〇ホテル
印 紙		受領印

- 1 宿泊税について（概要）
- 2 宿泊税の仕組み
- 3 特別徴収義務者としての登録など
- 4 宿泊税の申告納入
- 5 電子申告・電子納税
- 6 帳簿等の記載・保存など

## 7 その他

# その他

## (1) 特別徴収義務者報償金（調整中）

- ・ 算定期間：一定の期間（12か月間）の納期内納入分を基準に算定
- ・ 交付時期：年1回

期間（納入月）	交付率（納期内納入額に乗じる）	
令和8年7月 ～令和13年6月分 (制度開始5年間)	算定期間におけるすべての申告及び納入を納期内に行った場合	<u>3.0%</u>
	上記を満たし、かつ、算定期間におけるすべての申告を電子申告により行った場合	<u>3.5%</u>
令和13年7月以降分	算定期間におけるすべての申告及び納入を納期内に行った場合	<u>2.5%</u>

※ 算定期間内に納期限を過ぎてから納入した税額があった場合は、交付率を変更することを検討しています。

## (2) 県による調査等

宿泊税の適正な申告や申告内容等の確認のため、県の職員が宿泊施設の調査や申告指導を行うことがあります。公平・公正な税務行政の運営のため、ご協力をよろしくお願いします。

## (3) 問い合わせ先

☎ 手続きや宿泊料金の考え方に関してご不明な点がございましたら、下記までお問い合わせください。

●長野県 税務課課税係 宿泊税担当 TEL：026-235-7048

●県ホームページ

[https://www.pref.nagano.lg.jp/zeimu/syukuhakuzei_tebiki-youshiki.html](https://www.pref.nagano.lg.jp/zeimu/syukuhakuzei_tebiki-youshiki.html)

